

豊川市監査公表第33号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年1月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

## 定例監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象及び期間

監査の対象		監査の対象期間	監査の実施期間
部局	課等		
上下水道部	下水管理課	平成26年4月1日	平成27年12月10日
	下水整備課	～平成28年1月20日	～平成28年1月20日

## 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

## (1) 重点項目

ア 補助金・交付金に関する事務について

## (2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務その他事務について

## 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

## 【上下水道部下水管理課】

## (1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

## 【上下水道部下水整備課】

## (1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。